9 2025 September

Nabeshima Labor Management

令和７年年金制度改正法の概要について

年金制度については、社会経済の変化、働き方やライフスタイルの多様化、所得再分配の強化や高齢期における生活の安定を図ることを目的に見直しが検討されていたところです。今回の年金制度改正の内容は多岐にわたりますが、企業にとって対応が必要となる項目を中心に取り上げます。

【１】社会保険の加入対象の拡大

短時間労働者の加入要件の見直しや、これまで加入義務のなかった個人事業所を適用対象とすることとなり、社会保険の加入対象が拡大になります。

◆雇用期間が２か月以内であっても、雇用契約書等において「更新される場合がある」旨が明示されている場合、「２か月を超える見込みがある」と判断されます。

①短時間労働者の加入要件の見直し

加入要件	改正後	現行
（1）労働時間要件	変更なし	週の所定労働時間 20 時間以上である
（2）賃金要件	法律の公布から３年以内に撤廃	月収 8.8 万円（年収 106 万円）以上である
（3）企業規模要件	10 年をかけて縮小・撤廃	厚生年金被保険者が常時 51 人以上である
（4）雇用期間要件	変更なし	２か月を超える見込みがある
（5）適用除外要件	変更なし	学生（夜間学生等除く）でない

（3）企業規模要件

51 人以上	現在の対象
36 人以上	2027 年 10 月～
21 人以上	2029 年 10 月～
11 人以上	2032 年 10 月～
10 人以下	2035 年 10 月～

②適用対象となる個人事業所の拡大　＜2029 年 10 月１日施行＞

	労働者数	業種	改正後	現行
個人事業所	常時５人以上	建設業、製造業、運輸業、医療業、士業等	変更なし	加入義務あり
		※農業、林業、宿泊業、理美容業、飲食サービス業等	加入義務あり	加入義務なし
	常時５人未満	全業種	変更なし	加入義務なし

※2029 年 10 月１日時点で既に存在している事業所は当面の間、対象外となります。

【２】在職老齢年金制度の見直し　＜2026 年４月１日施行＞

働きながら年金を受給している場合、給与（賞与含む）と老齢厚生年金の合計額が基準額を超えると、老齢厚生年金が減額になりますが、この基準額が 51 万円から 62 万円に引き上げになります。

①１か月の賃金相当額	②１か月の老齢厚生年金額
標準報酬月額＋（直近１年の標準賞与額÷12）	（老齢厚生年金÷12）

【基準額】51 万円 → 62 万円

◆基準額を超えた場合、その 1/2 が減額になります。
（例）①45 万円＋②10 万円＝55 万円の場合
55 万円－51 万円＝4 万円
4 万円×1/2＝2 万円（年金減額・現行）

【３】厚生年金の標準報酬月額の上限の段階的引き上げ　＜2027 年９月１日施行＞

保険料や年金額の計算に用いる厚生年金にかかる「標準報酬月額」の上限が月額 65 万円から 75 万円へ段階的に引き上げになります。現在は、上限が 65 万円のため、報酬月額が 100 万円でも 65 万円でも、厚生年金にかかる保険料は同額であり、年金額の計算の際も当該月は「65 万円」として計算されています。

［保険料額は折半分・現行の料率］

	現行	2027 年９月～	2028 年９月～	2029 年９月～
標準報酬月額	65 万円	68 万円	71 万円	75 万円
厚生年金保険料額	59,475	62,220	64,965	68,625

【４】遺族厚生年金の見直し　＜2028 年４月１日施行→女性については 20 年かけて段階的に実施＞

遺族厚生年金は、夫と死別した妻が就労して生計を立てることが困難であった頃の社会状況を前提に支給要件が定められていたため、男女差が生じていましたが、近年の男女間の就業率や賃金格差縮小の状況を踏まえ、この男女差が解消されます。

◆子のいない場合の遺族厚生年金　※「子」とは、18 歳年度末までの子または一定の障害の状態にある 20 歳未満の子をいいます。

受給者	配偶者の死亡時	給付期間
女性	30 歳未満	5 年間
	30 歳以上	無期
男性	55 歳未満	給付なし
	55 歳以上	60 歳から無期

受給者	配偶者の死亡時	給付期間
男女共通	60 歳未満	原則 5 年間※
	60 歳以上	無期
	◆年収要件（年収 850 万円未満）の廃止	
	◆5 年目以降も継続給付の場合あり※	

◆以下の①～④に該当する方は、今回の見直しによって受ける影響はありません。
①すでに遺族厚生年金を受給している方
②60 歳以降に遺族厚生年金の受給権が発生する方
③18 歳年度末までの子を養育する間にある方
④2028 年度に 40 歳以上になる女性

◆見直し後の有期給付は現在の遺族厚生年金の額の約 1.3 倍となります。
◆5 年間の有期給付の終了後も、障害状態にある方や収入が十分でない方は、引き続き遺族厚生年金を受給することができます。（継続給付）

≪筆者：古谷野≫

お知らせ

●標準報酬月額の改定

算定基礎届提出後の標準報酬月額は９月分保険料（10 月分納付分）より改定になります。
各人ごとの保険料については、順次担当よりお知らせいたします。
８月または９月に随時改定が行われた方については随時改定が優先されます。

●健康保険の被扶養者認定における年間収入要件が変わります。

扶養認定日が令和７年 10 月１日以降で、扶養認定を受ける方（被保険者の配偶者を除く）が 19 歳以上 23 歳未満の場合、年間収入要件が、現行の 130 万円未満から 150 万円未満に変わります。その他の要件に変更はありません。
なお、年齢要件は、扶養認定日が属する年の 12 月 31 日時点の年齢で判定します。
（例）令和７年 11 月に 19 歳の誕生日を迎える場合 ➡ 令和７年における年間収入は「150 万円未満」

●最低賃金について

令和７年 10 月１日より、栃木県の最低賃金が 1,068 円（＋64 円）に改定されます。
日給者、月給者についても最低賃金を下回らないように見直しをお願いいたします。

●マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れに注意（マイナ保険証利用者）

マイナンバーカードの電子証明書には有効期限があり、更新時期が近づくと「地方公共団体情報システム機構」から自宅へ通知が届きますので、忘れずに更新手続きをお願いします。
なお、有効期限満了日の属する月の末日から２か月を経過しても手続きが取られない場合、「資格確認書」が事業主経由で送付されます。

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人　鍋島事務所
〒321－0923　宇都宮市下栗町２７５０－２
TEL：028－635－9752　FAX：028－635－9298
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.nabeshima-sr.or.jp
E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

社会保険労務士個人情報保護事務所 SRP 全国社会保険労務士会連合会 認証番号：1601124